

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 北魏宗廟祭祀制度の研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 張, 雯雯 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001536">https://doi.org/10.57529/00001536</a>

# 北魏宗廟祭祀制度の研究

張 雯 雯

## 論文要旨

宗廟祭祀制度は礼制体系の重要な部分であり、国家権力の性格と関わっている。中国では後漢以降、宗廟の設置とその祭祀儀礼とは一定の形式を確立したが、各王朝の宗廟祭祀制度にはそれぞれ異なる特色がある。北魏は北方遊牧民族の鮮卑拓跋部によって建てられ、長期に亘って南方の漢民族王朝と対抗した政権である。北魏は華夏正統王朝を自認し、漢民族の制度を受け入れ、また孝文帝期に全面的な漢化政策を行った。本論では、孝文帝の宗廟改革を中心にそれ以前の北魏前期と孝文帝以降との二つの時期に分けて、北魏の宗廟の設置、宗

廟祭祀制度の形成とその沿革、また宗廟改革以降の祭祀儀礼を考察する。北魏前期は南北正統性の争い及び胡漢の要素の混在、皇権の強化の課題などの影響で、宗廟祭祀では漢民族の伝統と北方民族の伝統が混在していた。孝文帝の宗廟改革によって、儒家の礼説に合う宗廟祭祀制度が出現した。

【キーワード】「宗廟祭祀制度」「北魏」「孝文帝の宗廟改革」  
「南北正統性の争い」「胡漢の要素」

## はじめに

宗廟祭祀制度は礼制体系の重要な部分であり、国家権力の性格と関わっている。宗廟の設置とその祭祀とは、歴代王朝の礼制の中でも重要な位置を占める。後漢以降、宗廟の設置とその祭祀儀礼とは一定の形式を確立したが、各王朝の宗廟祭祀制度にはそれぞれ特色

がある。

北魏は北方遊牧民族の鮮卑拓跋部によって建てられ、長期に亘って南方の漢民族王朝と対抗した政権である。北魏は積極的に漢民族の制度を受け入れ、また孝文帝期に全面的な漢化政策を行った。北魏の礼制についての研究として、陳寅恪氏の『隋唐制度淵源畧論稿』<sup>①</sup>では、隋唐制度の淵源として北魏と北斉、梁と陳、及び西魏・北周の三つの潮流を挙げて詳しく考察した。しかし陳氏の研究は隋唐制度の概略に限られ、北魏の具体的な祭祀儀礼については考察していない。

金子修一氏は、一九七九年の「魏晋より隋唐に至る郊祀・宗廟の制度について」<sup>②</sup>において、孝文帝以降の北魏の宗廟祭祀制度を考察した。また二〇〇六年の『中国古代皇帝祭祀の研究』<sup>③</sup>では、孝文帝以前の北魏前期の宗廟祭祀制度も加えて論述した。その結果、北魏前期に中国風の祭祀儀礼も行われていたが、そこには北方民族の要素も混在していたこと、孝文帝は漢化政策を進めるなかで中国的な郊祀・宗廟制度を導入し、郊祀・宗廟などの皇帝祭祀の親祭を励行したことを明らかにした。また、北朝では北魏の孝文帝以降、礼学に則った宗廟の制度が行われた、と指摘した。

二〇一七年の趙永磊氏の「塑造正統・北魏太廟制度的構建」<sup>④</sup>は、北魏太廟制度の成立を二つの段階に分け、道武帝から献文帝までは「天子七廟」を形成する段階で、孝文帝から孝明帝までは太廟制度を確立する段階であると述べた。また楼勁氏の『北魏開国史探』<sup>⑤</sup>は、道武帝が建てた廟制（天興廟制）と北魏の国家体制の成立とを結びつけ、新しい視点から道武帝時期の宗廟祭祀制度を研究し、道武帝期の宗廟祭祀は、南北両朝の正統性の争い、北魏における『周礼』の受け入れと「父子相統」の皇位継承制度の下で形成されたことを指摘した。

ほかに、祭祀制度を手掛りに北魏の政治制度を考察した研究もある。例えば、康楽氏の『従西郊到南郊』<sup>⑥</sup>では、北方民族の西郊祭天から漢民族の南郊祭天への変遷を念頭に置いて、孝文帝の漢化政策や孝道と北魏政治との関係を考察している。

北魏宗廟祭祀制度の研究において北魏の宗廟祭祀制度、特に孝文帝の漢化改革前の北魏前期の制度の研究は十分ではない。そこで筆者は、先人の研究成果のもとに、北魏前期の宗廟の設置と祭祀儀礼について、特に当時の政治状況と結びつけて考察し、北魏礼制の発展とその特徴との長期的な把握を試みたい。

## 第一章 北魏前期の宗廟のあり方

『魏書』（以下、『魏書』を引用する時には書名を省略する）の本紀と卷一〇八・礼志一〜二とにある北魏宗廟祭祀に関する記事では、北魏前期の道武帝・明元帝期と、後の太武帝・献文帝期の宗廟設置について少しく異同がある。本章では、道武帝・明元帝期の宗廟祭祀、太武帝・献文帝期の宗廟祭祀、及び女性の廟について、三つの部分に分けて分析する。

### 一、道武帝・明元帝期

前秦が三八三年の淝水の戦いで東晋に敗北して弱体化した後、拓跋珪は登国元年（三八六）正月に牛川で代王に即位して前秦に滅ぼされていた政権を再建し、同年四月に魏王と改称した。そして、天興元年（三九八）六月に国号を「魏」とし、七月に盛樂から平城に遷都して十二月に皇帝として即位した。楼勁氏は道武帝即位前の一連の国家体制の整備活動を考察し、北魏は儒家の經典に基づいて国家体制を整備したが特に『周礼』の影響が大きく、道武帝は一つの部族の君主だけではなく統一王朝の皇帝を目指した、と指摘した。<sup>(7)</sup> 川本芳昭氏も、五胡十六国時代にも有徳であれば中華の主となることができると考える胡族が存在し、また時代が降ると自らを中華と認識とする胡族が出現するようにもなる、と述べ、また北魏の動きは五胡諸国における中華意識の成長過程の先駆けをなした、と指摘した。<sup>(8)</sup>

また、卷一・序紀と卷二三・列伝第一一・衛操伝より鮮卑拓跋部は以前から黄帝の後裔を名乗ったことが明らかであり、天興元年に道武帝はこれを理由として王朝の行次を土徳と定めた。<sup>(9)</sup> 黄帝の後裔を名乗っているのが、当然中国の正統な王朝であることを主張している。しかしこの時期、南方には漢民族の王朝が存在した。南北両朝の正統性の争いの下で、礼楽制度は政権の正統性を表す重要な標となる。北魏建国以前の部族国家時代にも祖先祭祀の伝統はあるが、この時期から北魏の宗廟祭祀は南北両朝の正統性の争いとの関わりが深くなってくる。

北魏の太廟は道武帝天興元年の七月に建てられ、そして翌年の十月に完成した。卷二・太祖紀、天興二年（三九九）の條（本稿の本論部分は常用体を使用するが、引用史料部分は旧体字のままとする。）では、

冬十月、太廟成、遷神元・平文・昭成・獻明皇帝神主于太廟。

とある。しかしながら卷一〇八・礼志一の條では、次のように太祖紀の條とは少しく表現に異同がある。

冬十月、平文・昭成・獻明廟成。歲五祭、用二至・二分・臘、牲用太牢、常遣宗正兼太尉率祀官侍祀。

即ち、太祖紀の「太廟」は礼志一では「平文・昭成・獻明廟」と記載されている。つまり道武帝が建てた「太廟」は一つの宗廟ではなく、四つの廟である。後漢以後の漢民族の王朝は、各皇帝の神主を一つの宗廟に納める「同堂異室」の太廟制度を採用していたが、道武帝は、神元帝・平文帝・昭成帝・獻明帝の四人の皇帝のためにそれぞれ廟を建てた。『周礼』に基づいて国家体制を整備したといっても、宗廟の設置は漢民族の伝統と相違している。

都の平城に建てられた「太廟」以外、道武帝は他のところにも多くの廟を建てた。卷一〇八・礼志一では、

又立神元・思帝・平文・昭成・獻明五帝廟於宮中、歲四祭、用正・冬・臘・九月、牲用馬・牛各一、太祖親祀。……太祖初、又置獻明以上所立天神四十所、歲二祭、亦以八月・十月。神尊者以馬、次以牛、小以羊、皆女巫行事。又於雲中及盛樂神元舊都祀神元以下七帝、歲三祭、正・冬・臘、用馬牛各一、祀官侍祀。

とある。道武帝は平城に「太廟」を建てただけではなく、皇宮の中に神元・思帝・平文・昭成・獻明五帝の廟も建てた。更に雲中及び盛樂の神元旧都で神元帝以下の七帝を祭った。このような数箇所に多くの廟が建てられた状況は、次の明元帝の時代にも見られる。卷一〇八・礼志一では、明元帝永興四年（四一二）と神瑞元年（四一四）との宗廟設置の状況が記載されている。

（永興四年）立太祖廟于白登山。歲一祭、具太牢、帝親之、亦無常月。兼祀皇天上帝、以山神配、早則禱之、多有效。……又立太祖別廟於宮中、歲四祭、用牛馬羊各一。……後二年、於白登西、太祖舊遊之處、立昭成・獻明・太祖廟、常以九月・十月之交、帝親祭、牲用馬・牛・羊、及親行獵劉之禮。別置天神等二十三於廟左右、其神大者以馬、小者以羊。……又於雲中・盛樂・金陵三所、各立太祖廟、四時祀官侍祀。

右のように、明元帝期には白登山には道武帝の廟を建てた。白登山は都の平城の東に位置しているので、白登山の廟はまた「東廟」と呼ばれる。東廟での祭祀は漢民族の伝統の太牢礼を用いて、皇帝自ら祭るかたちである。趙永福氏は、建国の初めに道武帝は漢民族

王朝の宗廟制度を真似て「太廟」を設置したが、北魏前期の宗廟祭祀では「太廟」の祭祀は従属的な地位にあり、東廟での祭祀が主導的な地位にあると指摘した<sup>(10)</sup>。白登山の東廟以外、明元帝はまた皇宮の中に太祖別廟を建てた。そして、道武帝旧遊の白登山の西に昭成帝・献明帝・太祖三人の廟を建てた。更に雲中・盛樂・金陵三箇所に、それぞれ太祖の廟を建てた。以上の道武帝・明元帝期の宗廟の設置と祭祀の状況を表としてまとめると、後掲の表のようになる。

明元帝期の廟制は、ある程度道武帝時期に設けられた廟制の継続である。道武帝は皇宮の中に祖先達の廟を建て、明元帝も同じく皇宮の中に父の道武帝の廟を建てた。しかし、皇宮の中に廟を建てるのは漢民族の伝統と相違している。また、道武帝は多くの廟を各地に建て、明元帝も道武帝の廟を教箇所に建てた。一人の皇帝のために教箇所に廟を建てる廟制は前漢と似ているように見えるが、実際は異なっている。前漢は長安城内の廟以外、郡・国にも郡国廟をたくさん建てた。このような宗廟制度は前漢初期の政治との関係が深く、「劉氏天下」という意識を強化して漢の統治を安定させるためである<sup>(11)</sup>。しかしながら、北魏が廟を建てたところ、例えば雲中・盛樂は昔の都、白登山は道武帝旧遊の地、金陵は道武帝が葬られたところで、それぞれ祖先と縁のある所である。この点は、恐らくそれまでの遊牧の習慣に関わると考えられる。

そして、道武帝・明元帝期の宗廟祭祀儀礼も漢民族の伝統とは異なっている。まず祭祀を行う時期については、儒家の礼説によれば宗廟祭祀には四時祭がある。四時祭とは四孟月（一、四、七、十月）と臘日とに、年五回行われる小規模の祭祀である。しかしながら、道武帝・明元帝期の祭祀には、年五回（二分二至日と臘日）行われるのもあり、年四回、年三回、年一回行われるのもあり、祭祀の時期については特に定まっていない。更に祭祀用の犠牲について、一方では漢民族の伝統の太牢を用いながら、一方では北方民族の伝統によって馬を用いている<sup>(12)</sup>。また、道武帝・明元帝期の宗廟祭祀には「天神」・「皇天上帝」を兼ねて祭る事例があるが、漢民族にはこのような事例がない。梁満倉氏はこれを「祖天同祭」と呼び、江上波夫氏は北魏の祖先祭祀の犠牲が天神等諸神の祭祀よりも遙かに重かつたことから、北魏は中国の伝統に従って宗廟祭祀を国家皇室の最大事としていた<sup>(13)</sup>、と指摘した。更に江上氏と佐川英治氏とは、北魏前期の祭天儀式も北アジアの遊牧民と同じく春秋二回あり、春祭は西郊祭天で、秋祭は白登山にある東廟で行う、と述べた。即ち、この段階の宗廟祭祀は儒家学説の礼制制度と相違していて、漢民族の伝統と北方民族の伝統が混在し、胡漢雑糅の特徴がある。

廟の神主は、道武帝時期の「太廟」では神元帝・平文帝・昭成帝と猷明帝であり、宮中廟では神元帝・思帝・平文帝・昭成帝・猷明帝であり、雲中及び盛樂では神元以下の七帝である。卷一・序紀によって神元帝拓跋力微から道武帝拓跋珪までの世系を示すと後掲の図のようになる。

北魏建国前の君位継承制度は漢民族の「父子相続」制とは異なっており、「兄終弟及（兄弟相続）」などの諸説があるが、本稿では「鮮卑旧制」と称しておく。道武帝が建てた「太廟」の神主では、始祖神元皇帝を除き、平文帝と昭成帝、昭成帝と猷明帝とは父子関係にあり、しかも道武帝とは直系関係にある。道武帝は、宮殿の中に神元廟・平文廟・昭成廟・猷明廟以外に思帝廟を立てた。思帝と平文帝も父子関係で、道武帝と直系関係にある。つまり、皇位継承について道武帝は鮮卑旧制を漢民族的な「父子相続」制度に変更しようとした。こうして、道武帝が建てた廟制では、皇位継承において「神元帝—思帝<sup>18</sup>—平文帝—昭成帝—猷明帝<sup>19</sup>—道武帝」という直系の地位を確保し、鮮卑旧制の継承伝統は一応排除された。

道武帝が崩御した後、長子の拓跋嗣（後の明元帝）と次子の拓跋紹との間に、皇位継承の争いが発生した。道武帝は長子の拓跋嗣を太子として立てる前に、前漢武帝の「將立其子而殺其母」の故事を真似て拓跋嗣の母に死を賜わった。これを知った拓跋嗣は道武帝に反発して出奔した。天賜六年（四〇九）十月に道武帝が次子の拓跋紹によって殺害される事件（元紹之乱）が発生すると、拓跋嗣は拓跋紹を討ち即位した。卷十六・清河王紹伝の道武帝が殺害された翌日の條に以下のような記事がある。

明日、宮門至日中不開、紹稱詔召百寮於西宮端門前北面而立、紹從門廟間謂羣臣曰、「我有父、亦有兄、公卿欲從誰也。」王公已下皆驚愕失色、莫有對者。良久、南平公長孫嵩曰、「從王」。羣臣乃知宮車晏駕、而不審登遐之狀、唯陰平公元烈哭泣而去。

拓跋紹の「父に従う」、或いは「兄に従う」の質問について、群臣は驚いて長い間に何の返事もなかった。ただ南平公長孫嵩は「王に従う」と曖昧な返事をした。其の中の「我有父」は、『資治通鑑』では少しく異同があり、卷一一五・晋紀三十七・安帝義熙五年（四〇九）十月己巳の條には、

紹從門廟間謂百官曰、「我有叔父、亦有兄、公卿欲從誰」。

とあり、『魏書』の記事より一字多く「我有叔父」である。羅新氏は、「父」は「諸父」の意味で単なる「叔父」「父」の意味ではなく、

この時に拓跋紹が話したのは漢語ではないと述べ、また『遼史』『元史』などの史料を検討して、「父」と「兄」は北方民族の可汗即位式の特定用語である、と指摘した。道武帝の子である拓跋紹は、道武帝の次に皇帝として即位しようとする意を群臣に伝えたのである。

鮮卑拓跋部早期の制度、特に部族と母権との関係については研究が多く、ここでは言及しない。道武帝は建国して皇帝を称し、中央集権的な王朝を立てようとして、皇位継承では鮮卑旧制の継承伝統と相違している漢民族の「父子相続」制度を導入した。このような状況の下で建てられた宗廟制度は混乱しているように見えるが、実際には道武帝の政治面での方策も反映していた。後の明元帝は道武帝の廟を数箇所に建て、白登山の西に昭成・献明・太祖の廟も建て、更に崔浩の策を受けて「太子監国」の制度を設けた。これらの措置も「神元帝―思帝―平文帝―昭成帝―献明帝―道武帝」という直系の地位を更に強化したことになる。明元帝時期に、帝位継承の制度は鮮卑旧制から「父子相続」の漢民族の伝統に変更された、と言える。

## 二、太武帝―献文帝期

明元帝時期に確立された「太子監国」制度は、皇叔が皇位を覬覦することを防いで、太子が即位できることを確保した。また皇位継承制度では、漢民族の「父子相続」制が鮮卑旧制に取って代わった。すなわち、胡制から漢制に変更されたのである。明元帝が崩御した後、長子の拓跋燾（後の太武帝）の即位は非常に順調であった。

太子地位の確立に従い、太武帝と後の文成帝・献文帝の時代には『魏書』に記された宗廟設置の記事は少なくなっている。ただし、卷一〇八・礼志一には、太武帝太平真君年中（四四〇―四五二）に、李敞を祖先の故地を派遣して祭祀を行った、という以下の記事がある。

真君中、烏洛侯國遣使朝獻、云石廟如故、民常祈請、有神驗焉。其歲、遣中書侍郎李敞詣石室、告祭天地、以皇祖先妣配。祝曰、「天子燾謹遣敞等用駿足・一元大武、敢昭告于皇天之靈。……王業之興、起自皇祖、綿綿瓜瓞、時惟多祜。敢以丕功、配饗于天、子子孫孫、福祿永延」。敞等既祭、斬樺木立之、以置牲體而還。

これについて、一九八〇年に内蒙古自治区呼倫貝爾市鄂倫春自治旗の嘎仙洞で、太平真君四年（四四三）の石刻祝文が発見された。祝文の全文は以下のようである。

維太平真君四年癸未歲七月廿五日、

天子臣燾、使謁者僕射庫六官・

中書侍郎李敞・傅寯、用駿足・一元大武・

柔毛之牲、敢昭告于

皇天之神、啓辟之初、祐我皇祖、于彼土田、

歷載億年、聿來南遷、應受多福、

光宅中原。惟祖惟父、拓定四邊。慶流

後胤、延及沖人。闡揚玄風、增構崇堂、剋

揃凶醜、威暨四荒。幽人忘遐、稽首來王、始

聞舊墟、爰在彼方。悠悠之懷、希仰餘光。王

業之興、起自皇祖、縣縣瓜瓞、時惟多祜。

歸以謝施、推以配天、子子孫孫、福祿永

延。薦于

皇皇帝天、

皇皇后土、以

皇祖先可寒配、

皇妣先可敦配。

尚饗。東作帥使念鑿<sup>(21)</sup>

米文平氏はこの石刻祝文について詳しく分析した結果、祝文は『礼記』・『爾雅』や『詩経』などの漢民族典籍より字句を借用して書かれており、当時の北魏の統治者がすでに漢民族文化を広く受け入れていることは明らかである<sup>(22)</sup>。金子修一氏は、嘎仙洞の

石刻祝文と『魏書』礼志一の祝文と比べて、前者が祭祀の原文であることは間違いなく、嘎仙洞の石刻祝文の「天子臣熹」は通常の郊祀における皇帝の自称で、漢民族の郊祀の形式がある程度正確に当時の北魏に受容されたことが分かる、と指摘した。一方、「駿足」の用語から、犠牲に馬を用いたことは明らかであるが、漢民族の伝統的な儀礼では馬を犠牲に用いないことも指摘した。更に石刻祝文の末尾に「可寒」・「可敦」があるが、可寒（≡可汗）と可敦は北方民族の伝統的な君主と后妃の呼び方である。従って、嘎仙洞の石刻祝文は漢民族の用語と北方民族の用語を併用しており、太武帝の太平真君年中に至っても、北魏の祭祀には漢民族の伝統と北方民族の伝統が混在していたのである。<sup>(23)</sup>

### 三、女性の廟について

卷一〇八・礼志一・神瑞元年（四一四）條には、

**華陰公主、帝姊也、元紹之爲逆、有保護功、故別立其廟於太祖廟垣後、因祭薦焉。**

とある。華陰公主は明元帝の姉である。北魏建国前の鮮卑拓跋部の社会では、皇后・外戚の勢力は軽視できない。そこで道武帝は拓跋部に長い間に存在している皇后、外戚の問題を断とうとして「子貴母死」（子が後継者となると母親は死を賜わる）制度を設けた。前述のように、明元帝拓跋嗣は父の道武帝が「子貴母死」制度で生母を殺したことに反発して出奔したが、元紹（拓跋紹）の乱に華陰公主は明元帝を守った功績があるので、明元帝は白登山の太祖廟の垣の後ろに華陰公主の廟を建てたのである。

後の太武帝時期にも、女性のために廟を建てた例がある。卷一〇八・礼志一の神廡二年（四二九）條には、  
**九月、立密皇太后廟於鄴、后之舊郷也。置祀官太常博士・齋郎三十餘人侍祀、歲五祭。**

とある。『魏書』では太武帝の生母の密皇太后が「子貴母死」制度で殺されたことは記載されていないが、『南齊書』卷五十七・魏虜伝には、

**初、佛狸（太武帝）母是漢人、爲木末（明元帝）所殺、佛狸以乳母爲太后、自此以來、太子立、輒誅其母。**

とあり、密皇太后は「子貴母死」制度で殺されたことが判明する。李憑氏は次の文成帝と献文帝の生母の死と「子貴母死」制度との関係も考察した。<sup>(24)</sup>「子貴母死」制度で生母が殺された幼い皇太子は、乳母や保母に育てられた。その皇太子が皇帝として即位した後、自

分の乳母や保母を尊び皇太后に立てる「保太后」制度は北魏に特有のものである。卷十三・太武惠太后伝には、

先是、世祖保母竇氏、初以夫家坐事誅、與二女俱入宮。操行純備、進退以禮、太宗命爲世祖保母。性仁慈、勤撫導、世祖感其恩訓、奉養不異所生。及即位、尊爲保太后、後尊爲皇太后、封其弟漏頭爲遼東王。……真君元年（四四〇）崩、時年六十三。詔天下大臨三日、太保盧魯元監護喪事、謚曰惠、葬崑山、從后意也。……別立后寢廟於崑山、建碑頌德。

とある。また、卷十三・文成昭太后伝には、

高宗乳母常氏、本遼西人。太延中、以事入宮、世祖選乳高宗。慈和履順、有劬勞保護之功。高宗即位、尊爲保太后、尋爲皇太后、謁於郊廟。和平元年（四六〇）崩、詔天下大臨三日、謚曰昭、葬於廣寧磨笄山、俗謂之雞鳴山、太后遺志也。依惠太后故事、別立寢廟、置守陵二百家、樹碑頌德。

とある。太武帝と文成帝とは保母の養育の恩を尊んで、以上の二人をそれぞれ皇太后として立て、保母惠太后が亡くなった後に太武帝は崑山に惠太后の寢廟を建てた。後の文成帝も惠太后の故事によって、自分の保母昭太后の寢廟を雞鳴山に建てたのである。

女性の為に廟を建てるのは儒家の經典に合わず、漢民族王朝で決してないことである。以上の四人の女性は、北魏の「子貴母死」制度と関係があり、女性の廟は「子貴母死」制度の下で生まれたものと考えられる。

以上のように、南北両朝の正統性の争いの下で、南方の漢民族政権と対抗して自らの正統地位を表すために、北魏は『周礼』に準じて一連の国家体制を設けた。太廟を建てたのもその一環である。しかし、北方民族の習慣によって祖先と縁のある所に多くの廟を建てた。明元帝時期に白登山に建てられた廟は宗廟祭祀の中で主要な地位にあり、平城の太廟での祭祀はむしろ従属的な地位にあった。北魏の祭祀儀礼には、漢民族の伝統と北方民族の伝統が混在している。このような特徴は北魏前期に鮮卑の旧制を除き、漢民族の制度を導入しようとしたことの反映であるが、宗廟の神主については皇位継承制度を胡制から漢制に変更しようという意図も含んでいた。一方で、漢民族の伝統に無い女性の廟を建てたことは、北魏独自の「子貴母死」制度との関係が深かった。

## 第二章 孝文帝期の宗廟改革

太和十四年（四九〇）の文明太后の崩御によって北魏の政治権力は一元化され、孝文帝は帝国の唯一の統治者となった。その後、孝文帝は全面的な漢化政策を実施したが、礼制の改革は漢化政策の重要な部分を占める。一般的には太和十五年（四九一）が孝文帝の親政の開始とされているので、本章では太和十五年を区切りとして、孝文帝期の宗廟改革を孝文帝親政前と孝文帝親政後に分けて分析したい。

## 一、孝文帝親政前の宗廟改革

卷一〇八・礼志一には、

（太和）六年十一月、將親祀七廟、詔有司依禮具儀。於是羣官議曰、「……大魏七廟之祭、依先朝舊事、多不親謁。今陛下孝誠發中、思親祀事、稽合古王、禮之常典。臣等謹案舊章、并採漢魏故事、撰祭服冠履牲牢之具、鬯洗簠簋俎豆之器、百官助祭位次、樂官節奏之引、升降進退之法、別集爲親拜之儀。」制可。於是上乃親祭。其後四時常祀、皆親之。

とあり、太和六年（四八二）に孝文帝は群臣を集めて宗廟祭祀の儀礼を制定した。この宗廟改革について、主に以下の三つの特質が指摘できる。

一つ目は、七廟制と四時祭とを導入した<sup>(26)</sup>ことである。孝文帝以前の北魏前期の宗廟祭祀の関連史料には、「七廟」の用語はほぼ存在しない。前述の通り祭祀の時期も一定ではなく、一年に五回（太廟での祭祀）、或いは四回（皇宮の中での祭祀）、三回（雲中・盛樂の神元旧都での祭祀）、一回（白登山と白登山の西での祭祀）のみ行った、という記事もある。しかし太和六年には、七廟と四時祭のことに言及している。

二つ目は、七廟の祭祀と四時祭とを皇帝自ら祭るように定めたことである。右の史料にも「大魏七廟之祭、依先朝舊事、多不親謁」とある。北魏前期の宗廟祭祀では皇帝親祭は少なく、道武帝期には皇宮の中の廟は皇帝親祭で、明元帝期には白登山の廟は皇帝親祭で行った。天興二年（三九九）十月に平城に建てられた太廟での祭祀では、皇帝親祭の例は少ない。太和六年に孝文帝は、右の如く太廟

での七廟の祭祀と四時祭における皇帝親祭の形式を具体的に定めている。

三つ目は、北魏前期の制度並びに漢魏（漢及び三国魏）の故事を採用して、祭祀の服飾、犠牲用の動物と祭祀用器などについても改めて儀礼を制定したことである。前述の通り北魏前期の宗廟祭祀では漢民族の伝統と北方民族の伝統とが混在し、特に犠牲用の動物に漢民族の太牢（牛・羊・豕）の他に北方民族伝統の馬を使ったことがある。礼志の「并採漢魏故事」という文から見て、太和六年の宗廟改革は北方民族の伝統を変更し、漢民族の宗廟祭祀に近づけたと考えられる。

しかし、太和六年の宗廟改革はまだ徹底的ではなかった。儒家の礼説によれば、宗廟祭祀は大祭の禘祭・禘祭と四孟月及び臘日を行う小祭の四時祭とを含むが、今次の宗廟改革では禘禘制度はまだ導入されていない。太和十六年（四九二）に四時祭の時期は仲月から孟月に変更されており、今次の四時祭は恐らく仲月に行われていた。一応漢魏の故事を採用したが、漢民族の伝統的な宗廟祭祀とはまだ相違していたのである。

その後の礼制改革には大きな変化はない。卷一〇八・礼志一では、太和十三年（四八九）に孝文帝は群臣を集めて禘禘制度を議論したが、卷七・高祖紀・太和十五年（四九一）八月の條には孝文帝が自ら禘禘の儀礼を定めた記事がある。その禘禘の儀礼は、恐らく太和十三年の議論によって定められたのであろう。

孝文帝の宗廟改革における禘禘と四時祭については第三章で触れることとする。

## 二、孝文帝親政後の宗廟改革

道武帝は天興元年（三九八）に黄帝の後裔を名乗って、王朝の行次は土徳と定めた。孝文帝は太和十四年（四九〇）に改めて王朝の行次を議論した。卷一〇八・礼志一によれば、高閼らは北魏王朝の行次は前秦の火徳を継ぎ、火が土を生む故に土徳とすべし、とした。一方、李彪・崔光らは晋の金徳を継ぎ、金が水を生む故に王朝の行次を水徳に変更すべし、とした。太和十五年（四九一）正月に孝文帝が詔を下し、北魏王朝は魏晋を直接継ぐこととして、行次を土徳から水徳に変更した。北魏は漢民族政権の魏晋の正統地位を継ぎ、中国の正統の王朝であることを表明したのである。

南北両王朝の正統性の争いの中で、礼楽制度は正統性を表す重要な手段である。孝文帝は王朝の行次を改めて決定した後、宗廟祭祀

制度について大幅な改革をした。特に太和十五年には、宗廟改革関連の活動が多かった。卷七・高祖紀・同年條の関連史料によれば、四月に都の平城に明堂と新しい太廟を建て、七月に祖宗を議定して道武帝の廟号を太祖に変更し、八月に自ら禘祫の儀礼を定め、十月に明堂・太廟が完成し、十一月に七廟の神主を新しい太廟に移動した。卷一〇八・礼志一・太和十五年十一月條には、以下の如く遷廟の儀式が記載されている。

丁卯、遷廟、陳列冕服、帝躬省之。既而帝袞冕、辭太和廟、之太廟、百官陪從。奉神主於齋車、至新廟。有司升神主於太廟、諸王侯牧守・四海蕃附、各以其職來祭。

孝文帝は自ら陳列された冕服を検査し、その後、袞冕を着て太和廟から新太廟へ行き、百官も付き従った。七廟の神主は齋車に置いて新太廟に移動した。新太廟に至って有司は神主を太廟に納め、王侯牧守と北魏に服属する異民族もこの遷廟儀式に参加した。金子氏は、翌年の太和十六年（四九二）の孝文帝の郊祀に高句麗の文咨明王の使者が参加したことを考察し、皇帝儀礼への異民族の参加は皇帝の徳の高さを示し、太和十六年は孝文帝の漢化政策における祭祀・儀礼方面の画期となる年である、と指摘した。<sup>27)</sup>

そして洛陽に遷都した後、太和十九年（四九五）七月に洛陽に太廟を建てて遷廟の儀式を行った。卷七・高祖紀の太和十九年條には、（四月）戊辰、行幸礪磧。太和廟成。

とあり、また卷一〇八・礼志一の太和十九年の條には、

二月癸亥、詔曰、知太和廟已就、神儀靈主、宜時奉寧。可剋三月三日己巳、内奉遷於正廟。其出金墉之儀、一準出代都太和之式。入新廟之典、可依近至金墉之軌。其威儀鹵簿、如出代廟。百官奉遷、宜可省之。但今朝官四品已上、侍官五品已上及宗室奉迎。

とある。「太和廟」はすなわち洛陽に建てられた新しい太廟のことである。「代都」は平城で、「代廟」は恐らく平城にある太廟のことを指している。神主を金墉城から洛陽の太廟に移動する儀礼は、前述の太和十五年十一月の遷廟儀式に準じて、ただ百官陪従を省き、朝官四品已上、侍官五品已上及び宗室と共に神主を迎え奉ることにした。

高祖紀の太和十五年七月の「詔議祖宗、以道武爲太祖」を含めて考えると、太和十五年十一月の遷廟儀式で遷されたのは七月に決定された新しい七廟神主である。これについては、卷一〇八・礼志一では更に詳しい記述がある。

詔曰、祖有功、宗有德、自非功德厚者、不得擅祖宗之名、居二祧之廟。……烈祖有創基之功、世祖有開拓之德、宜爲祖宗、百世不遷。而遠祖平文功未多於昭成、然廟號爲太祖、道武建業之勳、高於平文、廟號爲烈祖。比功校德、以爲未允。朕今奉尊道武爲太祖、與顯祖爲二祧、餘者以次而遷。平文既遷、廟唯有六、始今七廟、一則無主。唯當朕躬此事、亦臣子所難言。夫生必有終、人之常理。朕以不德、忝承洪緒、若宗廟之靈、獲全首領以没于地、爲昭穆之次、心願畢矣。必不可豫設、可垂之文示後、必令遷之。

北魏建国の初め（天興元年）に、道武帝は平文帝に太祖を追尊した。この詔によれば、太和十五年以前、道武帝の廟号は「烈祖」で、太武帝（世祖）と共に二祧としていた。孝文帝は平文帝（太祖）の功績は昭成帝（高祖）や道武帝（烈祖）には及ばないことを理由に、道武帝の廟号を烈祖から太祖に変更し、献文帝（顯祖）と共に二祧としている。この詔によって道武帝の廟号を変更する前の七廟の神主が推測できるが、七廟神主について諸説がある。<sup>(28)</sup> 詔に昭成帝（高祖）に言及しているので、ここでは趙永磊氏の説に従って、七廟神主は太祖平文帝・高祖昭成帝・烈祖道武帝・太宗明元帝・世祖太武帝・高宗文成帝と顯祖献文帝であると考えたい。だが道武帝の廟号を太祖とすると、平文帝の神主を遷した後の廟は六廟となるので、「天子七廟」の廟制とは合わなくなる。そこで詔で孝文帝は、自分が崩御した後に七廟になるので在位の間にはこれ以上の変更はしない、という意志を伝えた。また、卷七・高祖紀の太和十六年正月條「始以太祖配南郊」によって、神元帝に代わって道武帝が郊祀・宗廟での地位を確立したことが認められる。

孝文帝は道武帝を太祖として祖先を議定し、平文帝の神主を遷したが、昭穆の順序は変わらなかった。卷八四・孫惠蔚伝には、

先是七廟以平文爲太祖、高祖議定祖宗、以道武爲太祖。祖宗雖定、然昭穆未改。及高祖崩、祔神主於廟、時侍中崔光兼太常卿、以太祖既改、昭穆以次而易。兼御史中尉・黃門侍郎邢巒以爲太祖雖改、昭穆仍不應易、乃立彈草欲按奏光。……光以惠蔚書呈宰輔、

乃召惠蔚與巒庭議得失、尚書令王肅又助巒、而巒理終屈、彈事遂寢。

とある。太祖によって昭穆の順序は変わり得るが、孝文帝は太祖を変更しても昭穆の順序は変更せず、北魏の太廟の昭穆制度には問題が残った。そこで、孝文帝が崩御して神主を太廟に納めた後、宣武帝の朝廷で改めて昭穆の順序を議定した。崔光と孫惠蔚は、太祖が已に変更されたので、昭穆の順序も変わるべきであると主張した。一方、邢巒と王肅は、太祖は既に決められたが、昭穆の序は変わるべきではないと主張した。廷議を通して、崔光と孫惠蔚の主張に準ずることにした。太廟では道武帝を太祖の位に置き、太宗明元帝、

恭宗景穆帝<sup>(2)</sup>と顯祖獻文帝は昭とし、世祖太武帝、高宗文成帝、高祖孝文帝は穆として、孝文帝時期に残された昭穆の問題は解決された。太和十五年の遷廟の儀礼と七廟神主の議定により、都の平城に建てられた新しい太廟は、各皇帝の神主を一つの太廟に納める後漢以降の漢民族の伝統的な「同堂異室」の太廟制度と一致することとなった、と考えられる。翌年の太和十六年の正月に、宗廟祭祀の四時祭の時期を仲月から孟月に変更し、こうして北魏王朝は漢民族伝統の宗廟祭祀制度を確立した。

### 三、不経の廟について

北魏前期の宗廟制度、特に宗廟の設置は、南北朝の正統性の争いに関わる政治制度の影響で、漢民族の伝統と北方民族の伝統とが混在している。その中には『周礼』に基づいて建てられた太廟もあり、また祭祀の便宜のために宮中に建てられた廟もあり、更に北方民族の伝統のある、祖先と縁の深い所に建てられた廟や女性の廟もある。太和十五年(四九一)に孝文帝は宗廟の漢化政策を通して新しい宗廟祭祀制度を確立すると同時に、北魏前期に建てられた廟を経書に合わない不経の廟とした。卷一〇八・礼志一の太和十五年八月戊午條に、孝文帝の不経の廟に関する以下のような記事がある。

又詔曰、明堂・太廟、並祀祖宗、配祭祀享、於斯備矣。白登・崞山・雞鳴山廟唯遺有司行事。

白登山の廟は明元帝期に建てられ、祭祀は年一回で皇帝親祭で行っていた。前述のように、明元帝期の白登山廟の祭祀は宗廟祭祀で主要な地位にあり、太廟での祭祀は従属的な地位にある。崞山の廟は太武帝期に建てられた恵太后の寝廟であり、雞鳴山の廟は文成帝期に建てられた昭太后の寝廟である。上記の史料では、当時の崞山の恵太后廟と雞鳴山の昭太后廟での祭祀も皇帝自ら行ったようである。孝文帝の宗廟改革で儒家の礼説に合う新しい太廟が建てられると、宗廟祭祀における太廟の地位が高くなり、先の三つの廟は有司行事の形式に格下げされた。

次いで、太和十六年(四九二)の十月に白登山廟の太宗以下諸帝の祭祀を廃止した。卷一〇八・礼志一の條には、

十月己亥、詔曰、……白登廟者、有爲而興、昭穆不次。……又常用季秋、躬駕展虔、祀禮或有褻慢之失、嘉樂頗涉野合之譏。今授衣之旦、享祭明堂、玄冬之始、奉烝太廟。若復致齋白登、便爲一月再駕、事成褻瀆。回詳二理、謂宜省一。……將欲廢彼東山之祀、成此二享之敬、可具敕有司、但令内典神者、攝行祭事。獻明・道武各有廟稱、可具依舊式。自太宗諸帝、昔無殿宇、因停之。

とある。白登山は平城の東にあるので、「東山之祀」は白登山にある「東廟」の祭祀のことであり、前述のように北魏前期の宗廟祭祀の中で主要な地位にあった。「季秋」は九月で、すなわち東廟の祭祀はよく九月に行った。太和十六年十月の時点で、都の平城に明堂が既に完成し、宗廟祭祀の四時祭の時期も既に仲月から孟月に変更された。「授衣之旦」は九月一日でこの日に明堂に祭祀を行い、「玄冬之始」は十月を指し、太廟で「烝」すなわち四時祭の一つを行う。孝文帝は、九月にまた東廟で祭祀を行えば祖先に対する祭祀が重複して不敬となるので、白登山廟の祭祀を廃止したのである。ただし、献明帝と道武帝の廟はそれぞれ廟称があるので祭祀が残された。こうして、東廟に代わって太廟での祭祀の主要な地位が確立した。

太和十七年（四九三）、孝文帝は南朝齊への遠征を名目に洛陽に遷都し、北魏は洛陽時代に入った。太和十九年（四九五）二月の詔から、三月三日己巳に神主を洛陽太和廟に移す予定であったことが判る。<sup>30</sup> 鄴に建てられた太武帝の母親、密皇太后の廟については、巻一〇八・礼志一・同年條に以下のような記事がある。

六月、相州刺史高閭表言、伏惟太武皇帝發孝思之深誠、同渭陽之遠感、以鄴土舅氏之故郷、有歸魂之舊宅、故爲密皇后立廟於城内、歲時祭祀、置廟戸十家、齋宮三十人。春秋烝嘗、冠服從事、刺史具威儀、親行薦酌、升降揖讓、與七廟同儀、禮畢、撤會而罷。……若以七廟惟新、明堂初制、配饗之儀、備於京邑者、便應罷壞、輟其常祭。如以功高特立、宜應新其靈宇。敢陳所見、伏請恩裁。詔罷之。

また巻十三・明元密皇后伝には、

高祖時、相州刺史高閭表修后廟、詔曰、婦人外成、理無獨祀、陰必配陽以成天地、未聞有幸之國、立太姒之饗。此乃先皇所立、一時之至感、非經世之遠制、便可罷祀。

とある。孝文帝期に、相州刺史高閭は密皇太后廟の修理を請うたが、孝文帝は女性の為に廟を建てることは儒家の礼説と合わず、しかも密太后廟は太武帝の一時の思いで建てられた、という理由で密太后廟の祭祀を止めた。

以上のように、宗廟の漢化政策では不經の廟の祭祀を廃止すべきことになるが、孝文帝は全部を廃止せず、廟によっては祭祀の規格を下げてだけであった。巻一〇八・礼志二には、孝明帝神龜（五一六〜五二〇）初年條に諸王の廟についての記事がある。

憚（元憚）又議曰、古者七廟、廟堂皆別、光武已來、異室同堂。故先朝祀堂令云、「廟皆四楹五架、北廂設坐、東昭西穆。」……比來諸王立廟者、自任私造、不依公令、或五或一、參差無準。要須議行新令、然後定其法制。

これに依れば、廟の設置については朝廷の規定があるが、孝文帝時期まで北魏の諸王はまだ規定によって廟を建ててはいなかったようである。恐らく昔からの習慣はまだ完全に変わっておらず、孝文帝時期も同様であったようである。宗廟の漢化政策をして経書に合う制度を決めても、鮮卑旧制を完全に除くのは難しかったと考えられる。

### 第三章 孝文帝宗廟改革後の祭祀儀礼

孝文帝は宗廟改革を通して、儒家の礼説に合う漢民族の宗廟祭祀制度を確立した。孝文帝の礼制改革は、北魏礼制制度の基本となつて、北朝に継承されていった。

儒家の礼説によれば、宗廟の祭祀には四時祭と禘祭・禘祭・禘祭がある。四時祭とは四孟月（一、四、七、十月）と臘日との、一年に五回行われる小規模な祭祀である。禘祭・禘祭は併せて殷祭と呼ばれる大祭であり、禘祭は五年に一度、禘祭は三年に一度行われている。孝文帝以前の北魏前期の史料には禘祭・禘祭についての記事が見えておらず、四時祭の時期も儒家の礼説と相違している。そこで、孝文帝の宗廟改革において、禘祭制度と四時祭が改めて議定された。

#### 一、禘祭

禘祭は中国古代の宗廟祭祀の中で一番重要な祭祀儀礼である。禘祭と禘祭は先秦の祭祀に由来し、後漢光武帝の建武二十六年（五〇）に張純は礼や旧制によって三年に一度十月に禘祭を行い、五年に一度四月に禘祭を行う禘祭制度を制定した。<sup>31</sup>

禘祭と禘祭についての理解は歴代の諸儒でそれぞれ異なっており、中でも鄭玄と王肅の学説との対立は代表的である。孝文帝太和十三年（四八九）にも鄭玄と王肅の学説を巡って禘祭制度の議論が行われた。卷一〇八・礼志一 太和十三年五月の詔には、

鄭玄解禘、天子祭園丘曰禘、祭宗廟大祭亦曰禘。三年一禘、五年一禘。禘則合羣毀廟之主於太廟、合而祭之。禘則増及百官配食者、

審諦而祭之。天子先禘禘而後時祭、諸侯先時祭而後禘禘。魯禮、三年喪畢而禘、明年而禘。圜丘・宗廟大祭俱稱禘、祭有兩禘明也。王肅解禘禘、稱天子諸侯皆禘於宗廟、非祭天之祭。郊祀后稷、不稱禘、宗廟稱禘。禘・禘一名也、合而祭之故稱禘、審諦之故稱禘、非兩祭之名。三年一禘、五年一禘、總而互舉之、故稱五年再殷祭、不言一禘一禘、斷可知矣。禮文大略、諸儒之說、盡具於此。卿等便可議其是非。

とある。文中の鄭玄説と王肅説は、以下の二点について異同がある。

まずは禘祭と禘祭は同じ祭祀であるかどうか。鄭玄説では、圜丘での祭祀と宗廟の大祭、両方とも禘と称せられる。すなわち禘祭には二つの種類があり、圜丘郊天と宗廟大祭とである。王肅説では、天子・諸侯が宗廟を祭祀することだけが禘と称せられ、禘祭と禘祭は同じ祭祀の違う呼び方であり、祭天郊祀は禘祭ではない。

次は禘祭と禘祭の時期についての異同がある。三年の喪で鄭玄と王肅の観点が違うので、禘祭と禘祭の時期についても相違がある。鄭玄説では、三年の喪（二十五箇月）の後に二箇月の禫を置き、すなわち二十七箇月を経て喪服を除き、翌月に禘祭を行い、翌年の春に禘祭を行うこととする。王肅説では、二箇月の禫は三年の喪（二十五箇月）に含まれ、その後に禘祭を行うこととする。

この二点を巡って、尚書游明根等は鄭玄説を主張した。一方、中書監高閭等は圜丘郊天については鄭玄説を主張したが、宗廟祭祀については王肅説を主張した。この後、孝文帝は以下のように決定した。卷一〇八・礼志一には、

帝曰、……王以禘禘爲一祭、王義爲長。鄭以圜丘爲禘、與宗廟大祭同名、義亦爲當。今互取鄭・王二義。禘禘并爲一名從王、禘是祭圜丘大祭之名、上下同用、從鄭。若以數則禘、五年一禘、改禘從禘。五年一禘、則四時盡禘、以稱今情。禘則依禮文、先禘而後時祭。便即施行、著之於令、永爲世法。

とある。孝文帝は鄭玄説と王肅説との両方を取った。すなわち圜丘郊天と宗廟大祭を共に禘と称することでは鄭玄説を取り、宗廟祭祀で禘祭と禘祭は同じ祭祀であることでは王肅説を取った。五年に一度禘祭を行い、禘祭と四時祭が重なる場合には、まず禘祭を行ってその後四時祭を行うこととする。前述のように、太和十五年（四九一）に孝文帝が改めて太廟を建て、道武帝を太祖に追尊し、北魏は始めて漢民族の宗廟祭祀制度を確立した。

ただし、孝文帝は太和十三年に禘祫制度を議定したが、その後の史料には禘祭の記事は見えず。孝文帝期の禘祭の実行状況は明らかではない。卷一〇八・礼志二・宣武帝景明二年（五〇一）六月の孫惠蔚の上言には、

……然則三年喪畢、禘祭太祖、明年春祀、遍禘羣廟。此禮之正也、古之道也。……陛下永惟孝思、因心即禮、取鄭捨王、禫終此晦、來月中旬、禮應大禘。六室神祇、升食太祖。明年春享、咸禘羣廟。自茲以後、五年爲常。

とある。文中の「取鄭捨王」から、宣武帝が即位した翌年に鄭玄説を採用したことは明らかである。孝文帝は太和二十三年（四九九）の四月に崩御した。二十七日箇月の禫祭が済んだ時は景明二年（五〇一）の六月に当たり、孫惠蔚の上言の時期と一致している。翌月に禘祭を行い、翌年の正月に禘祭を行い、その後五年に一回行うという孫惠蔚の上言も、鄭玄説に依拠している。『礼記』王制「天子禘、禘祫禘禘禘禘」の鄭注には、

魯禮、三年喪畢而禘於太祖、明年春禘於羣廟、自爾之後、五年而殷祭、一禘一禘。

とある。宣武帝は禘祭と禘祭を二つの祭祀に分けて、王肅説を捨て鄭玄説を採用した。<sup>(2)</sup>

次の孝文帝時期にも、禘祫についての記事がある。延昌四年（五一五）の正月に宣武帝が崩御して、孝文帝が即位した。卷一〇八・礼志二の同年三月の條には、

尚書令・任城王澄奏、太常卿崔亮上言、秋七月應禘祭于太祖、今世宗宣武皇帝主雖入廟、然烝嘗時祭、猶別寢室、至於殷禘、宜存古典。案禮、三年喪畢、禘於太祖、明年春禘於羣廟。又案杜預亦云、卒哭而除、三年喪畢而禘。魏武宣后以太和四年六月崩、其月既葬、除服即吉。四時行事、而猶未禘。王肅・韋誕並以爲今除即吉、故特時祭、至於禘祫、宜存古禮。高堂隆亦如肅議、於是停不殷祭。仰尋太和二十三年四月一日、高祖孝文皇帝崩、其年十月祭廟、景明二年秋七月禘於太祖、三年春禘於羣廟、亦三年乃禘。謹準古禮及晉魏之議、並景明故事、愚謂來秋七月、禘祭應停、宜待三年終乃後禘。詔曰、太常援引古今、並有證據、可依請。

とある。三月に太常卿崔亮は秋七月に禘祭を行うべきだが、古礼と晋魏の議、また宣武帝景明二年（五〇一）の故事に準じて、七月の禘祭をやめ、三年の喪が終わってまた禘祭を行うことを提案した。孝文帝は崔亮の上言を受け、「三年喪畢而禘」を決めた。また同卷の孝明帝熙平二年（五一七）十二月の條の、侍中・司空公・領尚書令・任城王澄、度支尚書崔亮の上奏には、

……臣等謂元日萬國賀、應是諸侯旅見之義。……詳考古禮、未有以祭事廢元會者。禮云、「吉事先近日」、脫不吉、容改筮三旬。尋攝太史令趙翼等列稱、正月二十六日祭亦吉。請移禘祀在中旬十四日、時祭移二十六日、猶曰春禘、又非退義。

とある。宣武帝は延昌四年（五一五）の正月に崩御し、二十七箇月の禋祭が済んだ翌年の正月は神龜元年（五一八）正月に当たっている。同月にも正月の朝会があった。朝会と禘祭とが重ならないように、元澄と崔亮は禘祭を十四日に移し、時祭を二十六日に移すことを請うた。以上から、この時も宣武帝の時と同様に、鄭玄説に依拠して禘祭を行ったことは明らかである。

このように、北魏の殷祭は太和十三年に五年に一度禘祭を行う形で始められた。次の宣武帝・孝明帝の時代に、王肅説を捨てて鄭玄の学説に従い、先帝の二十七箇月の喪があけた後と翌年の正月とに禘祭を行い、以後は五年に一度正月に禘祭を行う方式が定着したのもと思われる。<sup>(33)</sup>

## 二、四時祭

四時祭は禘祭・禋祭の次に、北魏の重要な国家宗廟祭祀である。儒家の礼説によれば、四時祭は一年に五回、四孟月（一、四、七、十月）と臘日とに行われる。

前述したように、孝文帝の漢化改革前の北魏前期には、時祭の時期は一定していない。<sup>(34)</sup> 太和六年（四八二）十一月に孝文帝は漢魏の礼制に準じて四時祭を導入したが、行う時期はまだ孟月ではない。このような状況は太和十六年（四九二）の正月まで続いている。

孝文帝は禘禋制度の整備と同時に、四時祭の時期も変更した。卷一〇八・礼志一の太和十六年正月戊午の詔には、

夫四時享祀、人子常道。然祭薦之禮、貴賤不同。故有邑之君、祭以首時、無田之士、薦以仲月。況七廟之重、而用中節者哉。自頃蒸嘗之禮、頗違舊義、今將仰遵遠式、以此孟月、牲約於太廟。……今禮律未宣、有司或不知此、可敕太常令、剋日以聞。

とある。「中節」とは、仲月のことである。北魏前期の四時祭は、仲月に行われていたようである。しかし漢民族の伝統によれば、四時祭は孟月に行われるはずである。また『資治通鑑』卷第一三七・齊紀三・武帝永明十年（四九二）正月條「魏舊制、四時祭廟皆用中節、丙子、詔始用孟月、擇日而祭。」の胡三省注に、

自漢以來、宗廟歲五祀、四孟及臘是也。魏初用中節、夷禮也。

とあり、仲月に四時祭を行うのは北方民族の伝統である。この伝統は儒家の経書と違背しているので、孝文帝は四時祭の時期を仲月から孟月に変更した。

臘日は王朝の行次によって異なっている。太和十五年（四九一）正月に、北魏の孝文帝は王朝の行次を土徳から水徳に変更すると共に、水徳に準じて辰日を臘日と決定した。卷一〇八・礼志一の太和十五年正月の詔には、

**越近承遠、情所未安。然考次推時、頗亦難繼。朝賢所議、豈朕能有違奪。便可依爲水徳、祖申辰臘。**

とある。孝文帝期に、改めて王朝の行次と臘日を決めたが、臘日の時祭の有無は明らかではない。道武帝期に、平城の「太廟」、宮中の廟と神元旧都の廟で臘日の祭祀を行った記事があるので、孝文帝時期も臘日に時祭を行っていたと考えられる。<sup>(35)</sup>

### おわりに

以上、本稿を通して北魏の宗廟祭祀制度の内容と発展について初歩的な理解を提示することができた。

一、孝文帝宗廟改革前の北魏前期には、道武帝・明元帝期に廟を建てる記事が多い。北魏が建国した後、南北朝の正統性の争いの下で、道武帝は都の平城に「太廟」を建てた。「太廟」と呼ばれたが、実際に各皇帝の神主が同じ宗廟に納められる後漢以降の太廟制度と相違している。また祖先と縁のある所に廟を建てた。次の明元帝は、道武帝の建てた廟制を継承した。ただし皇帝親祭の廟は白登山にある東廟になった。北魏前期には東廟での祭祀が主要的な地位を占め、太廟での祭祀が従属的な地位にある状況を形成した。この時期の祭祀儀礼には、漢民族の伝統と北方民族の伝統が混在している特徴がある。宗廟の神主の扱いより、道武帝と明元帝は鮮卑旧制の皇位継承伝統を変えて、漢民族の「父子相続」皇位継承制度を確立しようとしたのは明らかである。太武帝・献文帝期には廟を建てる記事や祖先を祭る記事が少なくなったが、孝文帝太和六年（四八二）の宗廟改革の内容から見ると、道武帝から孝文帝の改革まで北魏の宗廟祭祀は北方民族の風俗が除かれず、まだ漢民族の伝統と北方民族の伝統とが混在している状況であった。また、北魏前期には漢民族の伝統と完全に異なって、女性の為に廟を建てたことがあり、それは北魏の「子貴母死」制度との関係があった。

以上のとおり、孝文帝宗廟改革前の北魏前期の宗廟祭祀制度は、儒家の礼説と異同があるが、それは当時の南北両朝の正統性の争い、北魏における胡漢の要素の混在、及び北魏の政治状況と関わっていた。

二、孝文帝は太和六年(四八二)に宗廟改革を行い、北方民族の祭祀伝統を変更して漢民族の宗廟祭祀に近づけた。太和十五年(四九一)の孝文帝親政の後、一連の宗廟改革を通して北魏は儒家の礼説と合う宗廟祭祀制度を確立した。この中の禘祭・禘祭については、円丘郊天と宗廟大祭を共に禘と称する鄭玄説と、禘祭と禘祭とは同じ宗廟の祭祀であるとする王肅説との両方を取った。しかしながら、宗廟改革には残された問題もあった。孝文帝在位の間、昭穆は変わらなかった。また、北魏前期に建てられ、既に儒家の礼説と合わないと思われた不経の廟は全て廃棄されたわけではなく、中には祭祀の規格を下げたのみの廟があった。

三、孝文帝の宗廟改革以降、宗廟の設置と祭祀には大きな変化はないが、宣武帝と孝明帝は宗廟祭祀の儀礼を更に完成に近づけ、孝文帝時代に残された昭穆の問題を解決した。禘祭・禘祭を二つの祭祀として王肅説を捨て鄭玄説を採用し、また三年の喪(二十七箇月)についても鄭玄説を採用した。ただし鄭玄説では円丘郊天と宗廟大祭とを共に禘と称するが、円丘郊天の禘祭の状況は不明であり、宗廟(太廟)の祭祀のみに禘祭を行ったと考えられる。

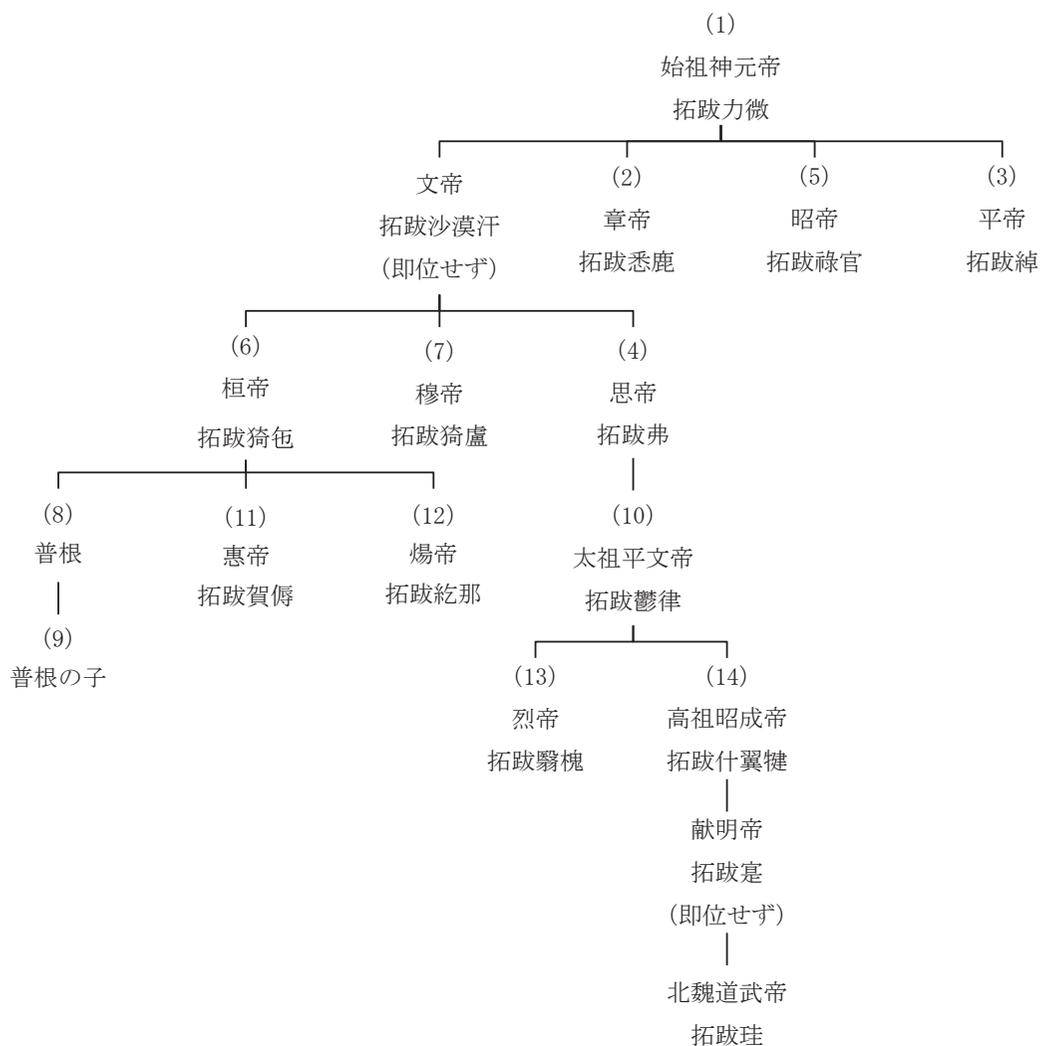
以上が筆者の北魏宗廟祭祀制度の研究の総結と理解である。禘祭・禘祭と四時祭以外、北魏の宗廟祭祀には告祭もある。告祭は戦争と皇帝巡幸の時などに行う不定期な祭祀であるので、本稿では言及しなかった。宗廟祭祀のように、北魏では郊祀でも最初期には北方民族の伝統的な西郊祭天と漢民族の伝統的な南郊祭天とが併行して行われた。孝文帝は洛陽に遷都すると共に西郊祭天を廃止し、郊祀制度も整備した。北魏の郊祀がどのように設立され、また北魏王朝のどのような性格を反映しているのか、そしてそれが宗廟改革とどのような関連を持つのか。これらの課題については、今後更に研究を深めていきたい。

表 道武帝期・明元帝期の宗廟の設置と祭祀

明元帝期				道武帝期				設置時期
(神瑞元年 414)	(神瑞元年 414)	(永興四年 412)	(永興四年 412)	(太祖初)	(太祖初)	(天興二年 399)	(天興二年十月 399)	
雲中・盛樂・金陵	白登の西	皇宮の中	白登山	雲中・盛樂の神元旧都	不明	皇宮の中	太廟	祭祀場所
太祖	昭成・献明・太祖	太祖	太祖	神元以下の七帝	献明以上	神元・思帝・平文・昭成・献明	神元・平文・昭成・献明	
四時 祀官侍祀	九月・十月之交 馬・牛・羊・獬廌之禮 皇帝親祭	歳四祭 牛・馬・羊各一	歳一祭（無常月） 太牢 皇帝親祭	歳三祭（正・冬・臘） 馬・牛各一 祀官侍祀	歳二祭（八月・十月） 牛・馬・羊 女巫行事	歳四祭 馬・牛各一 （正・冬・臘・九月） 皇帝親祭	歳五祭 （一至二分・臘） 太牢 宗正兼太尉率祀官侍祀	形式
	別置天神等二十三於廟左右、 其神大者以馬、小者以羊、 別立華陰公主廟於太祖廟垣後、 因祭薦焉		兼祀皇天上帝、以山神配		又置献明以上所立天神四十所			

『魏書』卷一〇八・礼志一に拠って總める。

## 神元帝～道武帝の世系図



※『魏書』卷一・序紀によって纏め、李憑氏の『北魏平城時代』（上海古籍出版社、2011年8月）を参照した。

## 注

- (1) 陳寅恪『隋唐制度淵源畧論稿』、上海古籍出版社、一九八二年二月、初出は一九四四年
- (2) 金子修一「魏晉より隋唐に至る郊祀・宗廟の制度について」、『史学雑誌』第八八編第一〇号、一九七九年
- (3) 金子修一「中国古代皇帝祭祀の研究」、岩波書店、二〇〇六年四月
- (4) 趙永磊「塑造正統・北魏太廟制度的構建」、『歴史研究』二〇一七年第六期
- (5) 楼勁『北魏開国史探』、中国社会科学出版社、二〇一七年九月
- (6) 康楽『從西郊到南郊』、北京連合出版公司、二〇二〇年七月、初出は稲郷出版社、一九九五年
- (7) 注五所掲楼勁『北魏開国史探』第三章「経学・『周礼』與天興建制及儒家化北支伝統」を参照
- (8) 川本芳昭『東アジア古代における諸民族と国家』、汲古書院、二〇一五年、第一章「北朝国家論」を参照、初出は一九九九年
- (9) 『魏書』卷一・序紀冒頭の「昔黄帝有子二十五人、或内列諸華、或外分荒服、昌意少子、受封北土、國有大鮮卑山、因以爲號。……黄帝以土德王、北俗謂土爲托、謂后爲跋、故以爲氏。其裔始均、入仕堯世、逐女魃於弱水之北、民頼其勤、帝舜嘉之、命爲田祖。」及び同書卷二三・列伝第一一・衛操伝の「桓帝（拓跋猗奴）崩後、操立碑於大邗城南、以頌功德、云魏軒轅之苗裔。」を参照。また内田吟風氏は、黄帝子孫説は当時拓跋氏に臣属した衛操ら漢人臣僚が蠻族の臣と云われたくない、という心情による発案であろう、と指摘した。（同「北魏大邗城南碑文考」、『龍谷史壇』一〇〇号、一九九二年）
- (10) 注四所掲趙永磊「塑造正統・北魏太廟制度的構建」を参照
- (11) 王柏中等「北魏国家宗廟祭祀制度考述」、『中国魏晋南北朝史国際学術研討会論文集』、二〇〇四年
- (12) 注三所掲金子『中国古代皇帝祭祀の研究』第六章「北朝における郊祀・宗廟の運用」二七二～二七三頁を参照、ただし、年三回・年一回の例については触れていない。年三回のは雲中・盛楽の神元旧都での祭祀である。『魏書』卷一〇八・礼志一の「太祖初、又於雲中及盛楽神元舊都祀神元以下七帝、歲三祭、正・冬・臘、用馬牛各一、祀官侍祀。」を参照。年一回のは白登山と白登山

の西での祭祀である。同書同卷永興四年（四二二）條「立太祖廟于白登山。歳一祭、具太牢、帝親之、亦無常月。兼祀皇天上帝、以山神配、旱則禱之、多有效。……後二年、於白登西、太祖舊遊之處、立昭成・獻明・太祖廟、常以九月・十月之交、帝親祭、牲用馬・牛・羊、及親行獵劉之禮。別置天神等二十三於廟左右、其神大者以馬、小者以羊。」を参照。

- (13) 梁満倉「魏晋南北朝皇家宗廟制度述論」、『中国史研究』二〇〇八年第二期、後に『魏晋南北朝五礼制度考論』（社会科学出版社、二〇〇九年）に収録。

- (14) 江上波夫「匈奴の祭祀」、『人類學雜誌』、第五十六卷第四號、通編第六百四十二號、昭和十六年（一九四二）四月

- (15) 注十四所掲江上「匈奴の祭祀」

- (16) 佐川英治『中国古代都城の設計と思想——円丘祭祀の歴史的展開——』、勉誠出版、二〇一六年二月、第五章第二節「鹿苑の資源と機能」を参照

- (17) 拓跋氏の伝統的な君位継承制度について、田餘慶氏は、鮮卑拓跋部早期の君位継承では「父子相統」の継承制度は普遍的な認識ではなく、嫡庶長幼の序はまだ形成されずに君位の争いは主に兄弟の間に集中している、と指摘した（同『拓跋史探』、生活・讀書・新知三聯書店、二〇一一年一〇月、一三頁）。松下憲一氏は、兄弟相統（「兄終弟及」）及び君位継承の定制無しという従来の学説に対して、代国時代の君位継承は神元帝の子孫の中から能力に優れた者が諸部族長によって選ばれ、また候補者の母親及び母親の出身部族の影響も受ける、と指摘した（同「北魏における皇位継承」、『中國史學』第二九卷、二〇一九年）。

- (18) 平文帝の父、文帝の子、神元帝の孫。「神元帝く道武帝の世系図」を参考

- (19) 道武帝の父、昭成帝の子。「神元帝く道武帝の世系図」を参考

- (20) 羅新『黑氍上的北魏皇帝』、海豚出版社、二〇一四年六月、第三章「内亜伝統作為一個方法」を参照

- (21) 米文平『鮮卑石室尋訪記』、山東画報出版社、一九九七年二月、五五頁

- (22) 米文平「嘎仙洞北魏石刻祝文考釋」、『中国魏晋南北朝史学会成立大会暨首届学术討論会論文集』、一九八四年

- (23) 注三所掲金子『中国古代皇帝祭祀の研究』第六章「北朝における郊祀・宗廟の運用」二七五頁

- (24) 李憑『北魏平城時代』、上海古籍出版社、二〇一一年八月、第三章第二節「子貴母死故事」を参照
- (25) 窪添慶文『北魏史』、東方書店、二〇二〇年、二四頁
- (26) 注三所掲金子『中国古代皇帝祭祀の研究』第六章「北朝における郊祀・宗廟の運用」二七七頁
- (27) 金子修一『古代東アジア世界史論考』、八木書店、二〇一九年二月、第五章「『後魏孝文帝與高句麗王雲詔一首』について」（初出は二〇一四年）を参照
- (28) 七廟神主について、康樂氏は始祖神元帝・太祖平文帝・烈祖道武帝・太宗明元帝・世祖太武帝・高宗文成帝と顯祖獻文帝とし（注六所掲、二三二頁）、梁満倉氏は太祖平文帝・烈祖道武帝・太宗明元帝・世祖太武帝・恭宗景穆帝・高宗文成帝と顯祖獻文帝とし（注十三所掲）、趙永磊氏は太祖平文帝・高祖昭成帝・烈祖道武帝・太宗明元帝・世祖太武帝・高宗文成帝と顯祖獻文帝とする（注四所掲）。
- (29) 趙永磊氏は『魏書』卷一〇九・樂志・孝武帝永熙二年（五三三）の條「恭宗・顯祖誕生丕基」より、恭宗が帝系に戻ったが、孝文帝の後に恭宗の神主が太廟に納められたか否かは史料が無くて不明である、とした。（注四所掲、三七頁注<sup>⑫</sup>）
- (30) 『魏書』卷一〇八・礼志一・太和十九年二月癸亥の詔「知太和廟已就、神儀靈主、宜時奉寧。可剋三月三日己巳、内奉遷於正廟。」
- (31) 注三所掲金子『中国古代皇帝祭祀の研究』第四章「漢代における郊祀・宗廟制度の形成とその運用」一八〇頁
- (32) 注三所掲金子『中国古代皇帝祭祀の研究』第一章「魏晋南北朝における郊祀・宗廟の制度」三六〜四一頁
- (33) 以上の北魏の殷祭の制度とその変遷については、注三所掲金子『中国古代皇帝祭祀の研究』第一章「魏晋南北朝における郊祀・宗廟の制度」を参照
- (34) 「表 道武帝期・明元帝期の宗廟の設置と祭祀」を参考
- (35) 注三所掲金子『中国古代皇帝祭祀の研究』第六章「北朝における郊祀・宗廟の運用」三〇四頁註（10）

